平成２１年（フ）第６９０号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番51―503号、前住所大阪府和泉市府中町５丁目21番１―908号
債務者　高岡　宏明
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６９３号
大阪府泉佐野市長滝1690番地の１
債務者　永海　　精
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６９４号
大阪府阪南市和泉鳥取1137番地の33
債務者　山下　勝樹
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７０３号
大阪府和泉市桑原町166番地の４
債務者　田中　玲子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７０８号
大阪府泉南市信達市場2661番地の７
債務者　赤坂エイ子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７０９号
大阪府泉南市信達市場2661番地の７
債務者　赤坂　徹郎
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
兵庫県小野市上本町222番地八木田マンション
債務者　中野　秀幸
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２０６号
香川県高松市国分寺町国分908番地５
債務者　鵜川　貴史
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２５７号
香川県高松市池田町430番地１
債務者　野中　雅恵
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４０２号
長崎県長崎市弥生町20番20号　山口アパート201、旧住所長崎県長崎市田手原町750番地14
債務者　村田　泰志
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３号
福井県敦賀市道口36号２番地の５（岡山町２丁目）
債務者　小船　良一
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第４４号
福井県敦賀市道口36号２番地の５（岡山町２丁目）
債務者　小船加代子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第１３６号
香川県坂出市旭町２丁目３番11号
債務者　三好　徳彦
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第６５６号
千葉県船橋市本中山７丁目19番６号　コーポヒノデ303号
債務者　溝口　　聡
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６７７号
千葉県船橋市田喜野井３丁目17番９号
債務者　高橋　勝夫
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６８４号
千葉市若葉区高品町1594番地５　高品ハイツ101号
債務者　小池　侑子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６９４号
千葉市緑区おゆみ野５丁目28番地　おゆみ野第１団地３棟502号
債務者　大西　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係